

アジアの知的財産制度の現状と課題

弁理士から見たアジアの知的財産制度

協和特許法律事務所 弁理士

黒瀬 雅志

1. アジア知的財産制度への関心

2006年9月7日に国際知的財産保護フォーラムの主催で行われた「日中シンポジウム - 中国専利法第3次改正に向けて - 」には、約270名もの参加者がおり、座席を確保するのが困難なほどの盛況を見せた。このシンポジウムは、中国から専利法改正に携わる国家知識産権局、最高人民法院、全国人民代表大会常務委員会、國務院法制弁公室の代表者が参加すると共に、日本からは経済産業省、特許庁、産業界、法曹界などから多くの関係者が参加した。

シンポジウムの開催前に、3日半にわたって連日、特許庁の特別会議室で、中国専利法第3次改正草案について、中国側と日本側の徹底した意見交換が行われた。中国専利法に関して、このような長期にわたる詳細な意見交換を日中間で行ったことはおそらく歴史的にも初めてのことであろう。また、まだ改正草案の段階のシンポジウムに、日本においてこれだけの参加者があったということは、驚くべきことであり、日本産業界の中国特許法に対する関心の高さを示していると言えよう。

1995年にWTO体制が発足して以来、アジア諸国の知的財産制度の変化は激しく、TRIPS協定を遵守するために必要な法律の改正、法制度を運用するためのインフラの整備、人材育成等が活発に行われてきた。しかしながら、WTO体制が10年を経過した現在、アジアにおける知的財産制度の格差はさらに拡大しているように感じる。

中国の知的財産制度に対する日本企業の関心はさらに高まっているが、一方では、権利確保のための出願件数を減らし、当面は静観するといった対象国もある。WTO体制がスタートした1990年代中頃は、アジア経済全体が拡大していた時期でもあり、日本からASEAN諸国への特許出願件数も毎年増加する傾向にあった。しかしながら、1997年のアジア経済危機、ASEANから中国への生産拠点の変更、ASEAN諸国の知的財産制度の整備の遅れなどの影響により、日本からASEAN諸国への特許出願件数は、一部の国を除き10年を経過してもほとんど増加していない。

WTO体制がスタートしてから10年間の間に、東アジア諸国においては、自国の産業政策の観点から特許制度を重視し、これを経済発展のために積極的に活用しようとする国と、その様な政策を採らない国とに二極分化したと行うことができる¹⁾。特許出願件数は、その国の産業構造を知る上での判断基準になると共に、国内出願件数は、国内の技術開発活動のバロメータになる。

WTO体制が発足した1995年から10年間に、中国、韓国、台湾の特許・実用新案出願件数は大幅に増加したが、ASEAN諸国ではシンガポールを除きその様な傾向は見られない(資料1)。その要因は、各国の国内出願件数にあり、前者は国内人による出願件数の伸びが著しいのに対し、後者は殆ど伸びておらず、出願件数の絶対数からしても、発明活動が組織的にはなされていないことが窺われる(資料2)。

1) 「特許ニュース」No.11459(2005年2月1日)「東アジア諸国における知的財産権制度の動向」黒瀬雅志

資料1 各国の特許・実用新案出願件数

	1995年	2004年
中国	65,377	242,958
韓国	138,365	176,927
台湾	21,483	63,437
香港	1,961	10,421
フィリピン	3,058	1,162
インドネシア	3,006	3,877
シンガポール	4,754	7,951
マレーシア	4,177	5,442
タイ	3,532	6,213
ベトナム	747	1,598

資料2 各国の国内人による特許・実用新案出願件数

	1995年	2004年
中国	53,447	177,364
韓国	118,598	142,344
台湾	19,516	37,556
香港	23	382
フィリピン	811	730
インドネシア	122	414
シンガポール	145	641
マレーシア	185	863
タイ	145	2,050
ベトナム	49	206

2004年タイの国内人内訳：特許660、実用新案1,390

2. 日本産業界のアジア知的財産戦略

(1) 「東アジア経済共同体」の進展

日本産業界のアジア知的財産制度への関心度は、中国に典型的に見られるように、経済関係の規模に基づいているが、特許に関してはさらに、当該国の技術レベルを考慮するものとなっている。しかしながら、今後の中・長期的戦略の観点からは、生産の水平分業化の進展に伴う「東アジア経済共同体」形成への流れを考慮する必要があり、まだ出願件数は少ないながらも、将来の生産拠点、市場となるであろう、ベトナム、インドに対する知的財産権問題への関心度も増加している。

生産の水平分業と垂直分業を組み合わせた形での東アジアにおける経済統合化は、政治的な問題とは分離した状態で実質的に進展している²⁾。1970年代までの、全ての製品を日本国内で生産し、それを海外に輸出するというフルセット型の産業構造は完全に変質しており、日本企業の生産拠点は、東アジア各国に移転され、分業化のメリットを享受しながら生産性の向上が図られている。今や日本、中国、タイなどで生産された車、家電製品等の工業製品の品質・性能に差異はない。すなわち、その生産に必要な技術は、それぞれの国々に移転され、そ

の技術を活用して利益が生み出されている状況にある。

日本で開発された技術を、ライセンス、譲渡あるいは技術援助という形で、アジア諸国に移転する場合には、その技術移転に伴う対価の獲得と、技術模倣に対する保護措置が必要となる。日本企業が、今後、「東アジア経済共同体」において積極的な経済活動を行っていくためには、知的資産である知的財産権、とりわけ特許権が十分に保護される環境を確保する必要がある。

特許権を取得する目的は、各企業の事情によって異なるものであるが、大別すれば、i) 技術模倣の防止、ii) 技術料の確保、iii) 技術紛争の回避にある。技術力の高い国においては、上記の全てが目的となるが、技術力の比較的低い国においては、ii) iii) が目的となることが多い。

いずれにせよ、日本の産業の中・長期的戦略にとって、「東アジア経済共同体」を考慮に入れた経済活動は不可欠のものと考えられ、知的財産戦略の視点も、東アジアにおいて日本企業が経済活動を行うために必要とされる「知的財産権の活用が確実に保証される環境」を確保（整備）することが基本になるであろう。より具体的には、日本も含む東アジア各国の知的財産制度の調和化が進み、権利の保護が確実になされるようインフラの整備がなされることが必要となる。

2) 例えば、「東アジア共同体」谷口誠著、岩波新書919、2004年11月19日

(2) 知的財産権取得の目的

技術の保護

中・長期的視点からは、東アジア全域における知的財産権の確保が望ましいが、その戦略を進める上では費用対効果の観点から、目的に応じて知的財産権を取得する傾向が顕著である。

一般的には、技術レベルの高い、中国、韓国、台湾への特許出願が多く、技術模倣などのおそれが少ないASEAN諸国には特許出願は多くない。また、電気、車、化学分野においては、競合者の存在する中国、韓国への出願が多いが、生活用品に関しては、タイ、マレーシアなどASEAN諸国においても比較的多くの特許出願がなされている。

中国、韓国、台湾への日本からの出願は、今後も増加していくと予想されるが、ASEAN諸国においても、ライセンス料の確保、他社からの攻撃を予防する³⁾という潜在的な知的財産権確保の願望があることから、PCT、マドリッド・プロトコルなどへの加盟国が増加すれば、ASEAN諸国においても出願件数は増加すると思われる。

資料3 日本からのアジア主要国への出願件数(2005年)

	特許	実用新案	意匠	商標
中国	30,976	566	4,679	11,945 ⁴⁾
韓国	15,335	48	1,707	4,290
台湾	11,866	105	1,733	2,868

模倣品対策

従来、アジアの知的財産権対策は、模倣品・海賊版対策であった。その対策の主なものは、商標登録と、実際の効果は不明ながらも意匠登録をすることであった。こ

の傾向は依然続いているものの、模倣品・海賊版対策の重要性は格段と高まっている。その背景には、中国で製造される模倣品が、中国国内だけでなく国際市場において量的にも質的にも極めて大きな影響を及ぼしていることがある。模倣技術の向上、模倣品搬送手段の発展、IT技術の進歩など、従来にはなかった模倣品の製造・販売環境が存在し、各企業は本格的(専門的)な対策を必要としている。

最近の模倣品対策として注目されるのは、i) 商標権の侵害としてだけでなく、意匠権侵害、特許権侵害としても対処しなければならなくなったこと、ii) 著作権侵害、不正競争行為という観点からの対策も必要となり、対応策が拡大していること、iii) 模倣品の規模が拡大し、製造・流通が巧妙になっていることから、一企業だけでは対応が困難で、同業他社との協力、政府の支援などを必要とすること、iv) 模倣品問題が国境を越えた国際問題になっていることから、各国における関係企業の連携が必要になっていること⁵⁾、等が挙げられる。

また技術模倣が増大している理由として、技術ノウハウの漏洩が指摘されており、日本企業のアジア知的財産戦略の一環として「技術漏洩対策」が重視されている⁶⁾。

模倣品対策として必要なことは、まずは各国において権利を確保することであるが、権利はあってもそれを執行することが困難であることが多い。アジア諸国において権利の執行性を高めるための方策については、国際知的財産保護フォーラムをはじめ多くの団体が協力し、官民協力の下で検討され、実施されている。今後の課題としては、模倣品の摘発がより効果的になされる環境を整備することであり、各国における権利の執行性の向上と、模倣品を減らすための社会整備、たとえば自主技術・ブランドの開発支援、消費者教育等が挙げられる。アジアにおける模倣品対策は、中・長期的計画として、まだ継続しなければならない課題である。

3) 生産拠点を移転して製品を生産する場合、その生産活動が他社の特許権を侵害するとして中止させられることは、事業にとって大きな損害となる。そのリスクを回避するためにも、生産に関連する技術に関しては、当該生産国においても特許を確保しておくのが望ましい。

4) 中国商標出願件数は、2004年の統計

5) 中国で製造された部品の模倣品が、メキシコに送られて製品に組み立てられ、さらに完成品が米国で販売されるようなケースでは、模倣品対策を、関係企業が製造から流通・販売までのそれぞれの国での情報を的確に交換し、共同して実施することが求められる。

6) 「技術流出防止指針」(経済産業省2003年)、「営業秘密管理指針」(経済産業省2005年)

(3) 共同研究開発

最近のアジア知的財産戦略に関する課題として、中国、インドなどにおける共同研究開発、研究委託が注目されている⁷⁾。中国、インドの優秀な技術者を活用して、共同で研究開発を行う場合、開発された技術成果をどのように分配すべきかが問題となる。また、その開発成果について特許を取得する場合にも、特許出願すべき発明の決定、発明者の特定、出願人の特定、費用負担、持分の確認、第三者への譲渡など、日本国内とは大きく異なる実務的な問題に直面する⁸⁾。

職務発明と認定した場合には、発明者に対し報酬を支払う義務があり、この支払い規則をどのように定めるかは、当該国の労働法とも関係してくるので、難しいことが多い。

中国、インドをはじめ、今後さらに日本製品の市場として有望なアジア諸国においては、その市場に応じた製品開発、改良を行う必要があり、規模に差はあるものの、ASEANにおいても研究開発を行う機会は増える予想される。日本企業の発明が、日本以外の国で生み出されるようになったとき、企業の知的財産管理は更に国際化し複雑になってくるであろう。

3. 弁理士の立場からのアジア知的財産制度の課題

(1) 各国法制の調査研究

中国、韓国をはじめとして、アジア諸国への特許、商標出願が増加するに従い、従来の、外国法制の研究は米国と欧州が中心という考え方では、日本のクライアントの要請に応じられなくなっている。

特許、商標の出願に当たっては、それぞれの国の代理

人に依頼することになるので、基本的には、信頼できる現地の代理人を捜し、その代理人に出願に必要な書類を送れば済むことであるが、よりの確な権利を獲得するためには、各国の法制度を研究し、その特徴と留意点を把握した上での、出願依頼を行う必要がある。各国特有の特徴を知らなかったために、出願後の補正が思うようにできなかったり、狭い権利しか取得できなかったりすることはよくあることである。

現地の代理人は、原則として我々の指示に従って手続を代行するので、我々の指示の仕方に問題があった場合には、その責任は日本側にある。その様な問題（留意点）は、アジアに対する出願が増加するにつれ、より明確になってくることであるが、それまでは現地の代理人自身もその問題意識を有していないことがあるので、日本側の代理人としては、可能な限り、そのリスクを回避する努力をしなければならない。

特に出願件数が多く、かつ法律のみならず、規則、条例、審査基準など、総合的な知識を必要とする中国に関しては、詳細にわたる法制度の研究が積極的になされるようになった。また、中国代理人との意思疎通を良好にするため、相互に訪問すること、セミナーを開くこと、研修生を受け入れることなども積極的に行われるようになった⁹⁾。最近では、中国に留学し、語学と中国法を学ぶ日本の弁理士も増えている。

言語の問題、情報発信の少なさ、経験ある実務家が少ないなど、アジア諸国の法制研究は困難性を伴うが、日本側の代理人として、アジア諸国の知的財産制度に関する研究は必須になってきていると言えよう¹⁰⁾。

(2) 審査国と無審査国の存在

商標出願については、アジアの国々ではほぼ実体審査

7) 「中国における外資系企業のR&D成果に関する知的財産権の取扱いについての調査研究」JETRO北京センター知的財産権室、2002年3月、「職務発明の現状と展望および米国と中国における知的財産権問題」第156頁、「中国における研究開発(R&D)の法的諸問題」、日本機械輸出組合、2004年6月

8) 中国、インドにおいては、外国に特許出願する場合には、まずその前に自国に特許出願しなければならない。

9) 日本国際貿易促進協会は、中国代理人向けのセミナーを1991年以来毎年実施し、日本の知的財産制度を紹介すると共に、各地方の知的財産制度の運用状況の調査を行っている。

10) 日本弁理士会は産業競争力推進委員会が中心となって、アジア諸国の特許、商標代理人との交流、情報収集を積極的に行っている。その調査報告は、日本弁理士会のホームページで公開されている。

がなされているが、特許、意匠では、実体審査をしない国、建前は実体審査国であるが、実質的には大部分は外国の審査に依存し、実体審査をしていない国がある。

資料4 特許出願の実体審査の状況

完全実体審査国	中国、韓国、台湾、インド
建前は実体審査の国	フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
審査は外国に依存する国	香港、シンガポール

完全実体審査国では、審査請求を行うことにより審査が開始され、代理人を通じて、局通知がコメントと共に送られてくる。この審査の流れにおいて、期日までに、適切な補正書および意見書の提出を行えば、それなりの権利を取得することができ、また日本側の代理人としての業務も果たすことができる。

しかし、建前は実体審査の国においては、その審査の実情を認識していない場合には、審査請求を行った後、何年待っても全く音沙汰がなく、ひどいときは在外代理人も忘れており、権利が成立する前に権利の存続期間が満了してしまったという例もある。このような審査の遅延を防ぐためには、対応する特許出願について、他国の審査結果を積極的に提出する必要がある。しかしながら、例えば、米国で特許が付与されたという審査結果を提出しても、その結果を参考に権利を付与してくれるまでに、さらに7 - 8年を要することもある。このようなことは、提出した書類が、どこかにそのまま放置されていることなどから生じるのであるが、このような書類放置の例が、例外的に起こるのではなく、よく起こる国もあり、そのような国では、在外代理人に定期的に連絡して、審査状況を確認する必要がある。

アジア諸国での特許出願審査の問題は、建前は実体審査であるが、実は審査能力に欠けている国において起こることが多い。実情を理解している日本の代理人と、問題点に誠実に対応する在外代理人の協力を必要とする。

(3) 代理人の能力という問題

アジアでの知的財産戦略には、現地代理人の協力が欠かせないが、特許に関しては、その専門性と経験に欠けるという問題がある。

ASEAN諸国に特許の専門家が育たないのは、国内出願件数が少なく、特許庁も実体審査を行わないということが大きな理由である。

自国の企業内で組織的な研究開発、発明活動がほとんどなされていないことから、発明を発掘し、それを特許出願に結びつけることができる人材は少ない。特許事務所に勤務する特許担当者は、たまに国内人の発明を特許出願するため明細書を書くことがあるかもしれないが、大部分の仕事は、外国人による特許出願明細書の翻訳と願書の作成作業である。また、実体審査がなされず、引用文献を示しての拒絶理由通知もほとんどないことから、特許代理人としての実力を発揮する機会である意見書、補正書の作成という業務を経験することが少ない。

従って、数少ない工学部、理学部を卒業したエンジニアが、特許代理人を目指すことは少なく、経験ある特許実務家はなかなか育たないということになる。

この問題は、それぞれの国で、国内人の特許出願件数が増加しなければ解決困難であり、学んだ知識を実際の業務で積極的に生かせる機会が少ないという状況が続く限り、いくら代理人教育をしても、優れた実務能力を備えた人材の育成とはならない。

一方、国内特許出願件数が多く、かつ外国からの出願の多い、完全審査国である中国、韓国では、特許代理人は、高い実務能力を要求されると共に業務も多く、高収入が得られることから、優秀な人材を確保できる環境になっている。中国では、外国関連の業務を扱うことのできる渉外事務所と国内業務しか扱えない事務所に分離されているので、高収入を得られる渉外事務所の代理人になる希望者が多い¹¹⁾。

台湾の代理人制度は、その資格付与の条件において問題があったが、2007年を目途に、厳格な試験制度に基づく資格制度を導入する予定である¹²⁾。

11) この問題は、第3次専利法改正により渉外事務所の認定制度が廃止される見通しであることから、将来的には解決されると考えられる。

12) 台湾において、特許出願の代理人資格は、裁判官または弁護士資格者、公認会計士、公認専門技士、特許審査官勤続2年以上の者に与えられ、資格試験はない。また、商標出願の代理人には誰でもなることができる。

(4) 権利侵害への対処

アジアにおいて権利侵害事件として最も多いのは、模倣品・海賊版問題である。日本の代理人としては、発見された模倣品・海賊版を分析し、権利侵害である場合には、法的対処など模倣品対策を検討する。

アジアにおける模倣品・海賊版対策には、多くの選択肢があり、その内最も効果的なものを選択し、実施しなければならない。また、対策の実施には、企業担当者との打ち合わせ、現地代理人との打ち合わせ、調査会社との情報交換、現地執行機関との交渉、場合によっては侵害者との交渉など、関係する人間も多岐にわたる。模倣品対策を実行する現地の代理人は、通常出願を依頼している代理人とは異なることから、代理人間の信頼関係の構築も重要である。

さらに現地での権利の執行は、複雑な利害が絡まることも多く、決して法律の教科書のように進まない。このような場合、最も重要なことは、信頼における現地代理人の確保である。信頼関係の構築は一日では難しく、権利侵害対策を見据えた長期的な人的交流を必要とする¹³⁾。アジアにおける模倣品・海賊版対策を行うには、日本人側の代理人としても経験の蓄積が必要である。

中国、韓国、台湾においては、模倣品のみではなく、本格的な特許侵害訴訟事件も生じている。特許侵害訴訟の進め方には、各国ともそれぞれ特徴があり、相当のエネルギーを必要とする。法制度の徹底した研究と共に、クレームの解釈、立証方法と証拠調べなど多くの問題を検討しなければならない。この場合にも、現地の代理人が重要な役割を果たすが、特許侵害訴訟に関しては、経験が豊富で、日本側をリードして戦略を立案できる代理人はまだ少ない。

ASEAN諸国においては、特許侵害訴訟が起きること

自体がまれであり、クレームを解釈し、侵害の鑑定を行い、侵害訴訟の戦略を組み立てることのできる代理人は、ほとんどいないと考えておく方が良いであろう¹⁴⁾。

アジアにおける知的財産に関する今後の課題の一つとして、特許侵害訴訟を担当しうる人材を育成する必要がある。

(5) 日本への出願の増加

米国、ドイツからの出願に比べれば、まだ件数は少ないが¹⁵⁾、韓国、台湾をはじめとして、アジアからの出願も徐々に増えている。

アジアから日本への出願件数(2005年)¹⁶⁾

	特許	実用新案	意匠	商標
韓国	6,845	71	254	798
台湾	1,819	1,669	422	511
中国	397	81	62	792
インド	154	0	4	30
シンガポール	134	0	28	133
香港	101	24	64	179
マレーシア	18	0	3	42
タイ	14	2	1	72

韓国、台湾を除く国々からの特許出願は、まだ外国への特許出願に慣れていないということ、明細書の作成の経験が乏しいという問題があり、日本の代理人として予想外のトラブルを起こすことがある。PCT出願に基づく国内段階移行手続きの期間を経過してから日本特許庁への翻訳文提出の依頼が来るなど、日本の法律のみならず特許法自体をよく知らないと思われることもある。海外出願の経験が増えることにより解決す

13) 海外での模倣品対策については、「はじめての海外模倣対策ハンドブック」(JETRO、2006年3月)に、模倣品対策を進める上での具体的問題が紹介されている。

14) 商標権侵害、著作権侵害事件を取り扱う弁護士は、比較的多い。

15) 米国、ドイツからの日本への出願(2005年)

	特許	実用新案	意匠	商標
米国	23,811	48	1,062	7,623
ドイツ	7,929	22	378	2,191

16) 出典：日本特許庁

る問題と思われるが、代理人によってかなりの差があると思われる¹⁷⁾。

なお日本の代理人費用が、アジア諸国にとって高額であることも指摘されているが、実際にはそれほどの差はなく、むしろアジア諸国の代理人の方が、物価基準で見れば相当高額であろう¹⁸⁾。

日本出願が重要な業務になっている韓国弁理士、台湾の代理人は、日本の法制度の研究に熱心である。知的財産の専門家は、自分の業務に必要ながあれば、自らの費用で積極的に学習を行うというのは、いずれの国においても同様である。

4. 今後の課題

アジアにおける知的財産制度の今後の課題は、「東アジア経済共同体」において積極的な経済活動を行っていく上で、知的資産である知的財産権が確実に保護される環境を確保するという点にある。この課題は、その利益の享受者である日本自らが積極的に取り組むべき課題であろう。そしてこの日本が取り組むべき課題は、その知的財産制度の整備状況及び意識の違いから、ASEAN諸国と中国、韓国、台湾とを区別して検討すべきであろう。

(1) ASEANに対する課題

今のところ知的財産制度の整備・強化に熱心とは思えないASEAN諸国に対しては、日本の積極的な協力と支援がなければ、知的財産制度のさらなる整備はほとんど進展しないように思われる。

まず、第一に、審査能力が不足した状況で日本からの特許出願を確実に権利化するためには、日本特許庁による審査協力が有効である。この審査協力の方法は、日本

の審査結果を活用できる修正実体審査制度(MSE)¹⁹⁾とリンクさせることにより、より効果的となる。日本の審査結果を活用するためには、日本の審査を他国より早く行うことが必要である。

第二には、人材育成への協力があげられる。現実的なニーズと担当者のインセンティブを考慮すれば、実体審査の実務教育、あるいは明細書作成能力の養成を目指すよりも、当面は、知的財産制度の重要性をしっかりと理解する人材を増やすための一般的な教育が必要であろう。各分野において活躍している人材に、経済活動における知的財産制度の有用性を理解してもらうことが、当該国において知的財産制度の定着と安定的な運用に役立つと思う。

第三には、コンピュータシステムの構築など、知的財産制度を運用していく上で必要なインフラの整備を支援することである²⁰⁾。

このような協力と支援は、日本以外の国によっても積極的に行われており²¹⁾、他国の動向を見ながら、より効果的な方策を選択することが必要であろう。

(2) 中国、韓国、台湾への課題

これらの国と地域においては、既に実体審査が有効に実施されているので、第一にあげられることは、その審査を更に促進するための協力であろう。日本からの特許出願が多いことから、日本の審査結果を提供することは、審査の促進を支援することとなる。そのためには、日本の特許出願審査を、中国、韓国、台湾より早く行うことが必要条件となるが、そのための努力は、日本が審査国としてのリーダーシップを取り、日本企業の東アジアにおける特許権の保護を確実にするための方策として必要なことであると考えられる。

第二には、エンフォースメントに関する人材の育成

17) 最近の印象として、中国、インドからの特許明細書の質は高くなっているように思われる。

18) 出願費用だけでなく、相談費用でも、1時間当たり300 - 500米ドルの弁護士が多い。

19) 対応する特許出願について、特許が付与された場合には、その結果を報告することにより、当該国においても審査官による実体審査を経ることなく特許が付与される制度。マレーシア特許法、シンガポール特許法では、この制度が明記され、運用されている。

20) このような支援は、JICAなどを通して、タイ、ベトナム、フィリピンなどで実施されている。

21) 例えば、オーストラリア、韓国、EUなど。

協力があげられる。この協力は、例えば、税関職員の交流と研修、裁判官の交流と判例研究、弁護士、弁理士の専門家交流と研究発表などとして既に実施されているが、このような人的交流は更に継続拡大していく必要がある。

5. おわりに

筆者の担当ではないので本稿では触れないが、WTO・TRIPSに対する評価は、アジア諸国において大きく分かれている。アジア各国の経済格差、法制度の相違、文化、歴史、宗教の多様性などを考慮すれば、「アジア特許庁」の設立を構想することは現時点では時期尚早と考える。

しかしながら、「東アジア経済共同体²²⁾」の中で日本の産業が成長していくという構図は、今後更に進展していく予想され、その「東アジア経済共同体」の中で、知的財産制度の調和化と、実効性の確立を目指すことは、日本にとって重要な課題であると思う。アジア諸国における知的財産制度に対する考え方には、日本の考え方と異なる部分もあり、また利害の対立する部分もあるが、「協力と支援」というコンセプトの下に、日本は官民が協力してアジア諸国の知的財産制度の整備に向けて努力を継続する必要があると考える。

profile

黒瀬 雅志(くろせ まさし)

略歴

1970年 京都工芸繊維大学卒業(生産機械工学)
1977年 機械メーカー勤務を経て、協和特許法律事務所入所
同年 弁理士登録
2002年 一橋大学・大学院経営法務修士課程終了

役職

アジア弁理士協会(APAA)国際理事、模造品対策委員会共同議長
国際ライセンス協会(LESI)Pan-Asian Committee 議長
東京理科大学専門職大学院(知財戦略専攻)客員教授

著書

「アジア知的財産戦略」
1994年 ダイヤモンド社
「アジア諸国における知的財産保護」
1995年 知的財産研究所
「中国知的財産権判例100選」
1997年 日本国際貿易促進協会
「中国ビジネス法務」実務ガイド
2004年(社)企業研究会
「中国知的財産制度の発展と実務」
2005年 経済産業調査会
「初めての海外模倣対策ハンドブック」
2006年 JETRO

論文

「インドネシアにおける知的財産制度の現状と課題」
1999年アジア経済研究所
「中華人民共和国の商標権侵害に対する救済」
2001年 パテント(弁理士会)
「中国における特許権の保護範囲の解釈」
2002年知財管理8月号
「東アジア諸国における知的財産制度の動向」
2005年 特許ニュース
その他多数

22)「共同体」という言葉を使ったが、「東アジア共同体」は、「欧州共同体」とは異なり、制度としての統一体を意味してはいない。経済的に密接な関係を有した「経済圏」に近い概念をイメージしている。